

多治見市やきものづくり応援補助金 Q&A

令和4年12月13日(火)現在

【改訂版 Vol-3】

No	質問	回答
1	申請期間はいつまでですか？	令和4年12月1日～令和5年1月31日までです。但し、先着順に受付し、補助額の上限に達した時点で募集を終了します。
2	全体の事業費はいくらですか？	全体の事業費は50,000千円です。その内、49,000千円が補助金、1,000千円が受託事務費です。
3	残り予算額はどのようにわかりますか？	多治見商工会議所のホームページにてお知らせします（土日祝、年末年始除く）。
4	申請書はどこで取得できますか？	多治見商工会議所、笠原町商工会、多治見市役所のHPにて取得できます。 また、多治見商工会議所、笠原町商工会、多治見市役所 本庁舎1階 産業観光課、市之倉陶磁器工業組合、滝呂陶磁器工業協同組合、高田陶磁器工業協同組合、笠原陶磁器工業協同組合の窓口においても取得できます。
5	支払済ですが未納品です。申請しても良いですか？	お申込みは、納品と支払いが完了後、各組織へ期日までに持参下さい。
6	申請書は手書きですか？	申請書は手書きでも、PC入力（様式：word）でも構いません。
7	申請書に押印する印鑑は実印ですか？	実印を押印して下さい。
8	申請書への記入を間違えました。どのように対応すれば良いですか？	誤字の箇所に <u>二重線を書き、二重線の上に実印を押印</u> 下さい。そして、余白へ正しい文字を記入下さい。 または、書類の差し替えでも可とします。
9	補助対象事業者の規模や対象制限はありますか？	中堅企業・中小企業・小規模事業者等の制限はありません。 但し、業種及び設備導入場所の制限があります。 詳細は公募要項 P2 をご参照下さい。

10	対象者の陶磁器・同関連製品製造業者等とは？	公募要項 P2～P3 をご参照下さい。
11	陶磁器卸売業も対象ですか？	陶磁器卸売業の中でも、 <u>一部自社の工場・作業場内にて、製造工程に伴う、製造または加工（設備を利用して）をしている事業者は対象となります。</u> 100%外注製造や、検品・梱包・出荷等は対象外です。
12	補助対象設備はいつまでのものが対象ですか？	令和4年4月1日～令和5年1月31日までの間に購入し、 <u>納品済、支払済</u> の設備が対象です。
13	補助対象設備の要件は？	<u>省エネかつ製造原価の抑制に向けた生産性向上効果</u> を図ることができる新たな設備が対象です。 詳細は公募要項 P4～P5 をご参照下さい。
14	工事費は対象ですか？	設備費＋設計費＋工事費全て補助対象です。
15	中古品は対象ですか？	中古品は対象外です。 <u>新品の購入設備</u> に限ります。
16	修繕や改修は対象ですか？	①原則、 <u>新品の購入設備</u> に限ります。 ②修繕や改修で省エネ効果があれば対象となります。
17	1事業者1回の申請か？	複数回申請可能ですが、 <u>1設備あたり1回</u> となります。
18	先立って設備導入し、その後別日に設置工事を行います。2回に分けて申請できますか？	<u>1設備あたり1回</u> の申請ですので、設置工事完了後、まとめて申請下さい。
19	補助金の上限額、下限額は？	上限額：2,000,000円、下限額：30,000円です。
20	補助率は？	補助率は3分の2以内です。但し、予算の関係で変動する場合があります。
21	申請書類の提出先はどこですか？	各所属組織へ提出下さい。 詳細は公募要項 P6～P7 をご参照下さい。
22	申請書類は何が必要ですか？	申請書類一式は、公募要項 P7～P8 をご参照下さい。

23	履歴事項全部証明書は、いつ取得した分ですか？	申請期間内（令和4年12月1日～令和5年1月31日）に発行した分が対象です。
24	履歴事項全部証明書はどこで取得できますか？	法務局で取得できます。
25	完納証明書はどこで取得できますか？	多治見市役所 駅北庁舎2階 税務課で取得できます。
26	確定申告を電子申請（e-Tax）にて行いましたが、「受信通知書」がありません。また、書面提出をしましたが、税務署「受付印」がありません。対応方法はありますか？	税務署で「納税証明書（その2）」を取得し、ご提出下さい。
27	現金支払いも可ですか？	振込・現金支払いどちらでも可です。 支払いしたことが分かる明細表または領収書を添付して下さい。
28	リースも可ですか？	リースは補助対象外です。
29	他の補助金との併願はできますか？	国、岐阜県、多治見市等の補助金との併願はできません。
30	補助金はいつ頃入金されますか？	書類審査後、不備が無ければ申請期間内であっても、順次、多治見商工会議所から申請者が指定した口座へ振込させていただきます。
31	その他、不明点があった場合どこに問い合わせすれば良いですか？	多治見商工会議所へお問合せ下さい。